

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年 3月 1日 至 令和4年 2月28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 あきひこ
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 滋賀県草津市青地町 692 番地 8

(3) 設立認可年月日 平成30年 2月20日

(4) 設立登記年月日 平成30年 3月 2日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	秋吉 美智彦	医療法人あきひこ アキヨシデンタルクリニック 管理者
理事	秋吉 久美子	
同	秋吉 恵美	
監事	山本 純	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人あきひこ アキヨシデンタル クリニック	滋賀県草津市青地町 692 番地 8	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

なし

様式 2

法人名 医療法人あきひこ

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県草津市青地町692番地8

財 産 目 録

(令和 4年 2月 28日現在)

1. 資 産 額	96,084 千円
2. 負 債 額	44,125 千円
3. 純 資 産 額	51,958 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	69,828
B 固 定 資 産	26,255
C 資 産 合 計 (A+B)	96,084
D 負 債 合 計	44,125
E 純 資 産 (C-D)	51,958

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人あきひこ

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県草津市青地町692番地8

貸借対照表

(令和 4年 2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	69,828	I 流動負債	9,004
II 固定資産	26,255	II 固定負債	35,121
1 有形固定資産	15,528	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	44,125
3 その他の資産	10,726	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	15,000
		II 積立金	36,958
		(うち代替基金)	
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	51,958
資産合計	96,084	負債・純資産合計	96,084

(注) 千円未満の端数処理のため、合計金額と内訳金額が一致しないことがある。
 すること。

法人名 医療法人あきひこ

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県草津市青地町692番地8

損 益 計 算 書
 (自 令和3年 3月 1日 至 令和 4年 2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	138,842
2 事業費用	125,437
本来業務事業利益	13,404
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,404
II 事業外収益	2,613
III 事業外費用	2,650
経常利益	13,367
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,367
法人税等	2,506
当期純利益	10,860

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 千円未満の端数処理のため、合計金額と内訳金額が一致しないことがある。

様式5

監事監査報告書

医療法人 あきひこ
理事長 秋吉 美智彦 殿

私は、医療法人あきひこの令和3会計年度（令和3年 3月 1日から令和 4年 2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 4月15日
医療法人 あきひこ
監事 山本 純